凡例　日日時　場場所　内内容　対対象　期期間　講講師　費費用　定定員　持持ち物　申申し込み　他その他　問問い合わせ

お知らせ

特定疾患患者への見舞金支給

問福祉課障がい福祉担当（TEL71・2251 FAX71・2328）

特定疾患患者見舞金が支給されます。対象者は申請してください。

対平成29年11月1日（基準日）現在、市内に引き続き6カ月以上住所を有し、県から次の受給者証のいずれかの交付を受けていて、その受給者証の有効期間内に基準日が含まれること

▽特定疾患医療受給者証▽ウイルス肝炎医療費受給者証▽小児慢性特定医療費医療受給者証▽特定医療費受給者証▽長野県特定疾病医療費受給者証

申請者　支給条件に該当する本人またはその人の看護者

見舞金の額　1万2000円（申請月の翌月中旬頃に振込予定）

申11月2日（木）～平成30年2月28日（水）に福祉課（1階14番窓口）または各支所地域課へ次のものを持参して申請。

▽各受給者証▽振込みを希望する通帳▽印鑑

第10回特別弔慰金の申請は平成30年4月2日まで

問長寿社会課福祉政策担当（TEL71・2253 FAX71・2328）

特別弔慰金（記名国債）が支給されます。対象者は早めの申請をお願いします。

対戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給。

1．基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2．戦没者等の子

3．戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。）

4．上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容　額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限　平成30年4月2日（月）

申長寿社会課福祉政策担当（1階13番窓口）

※請求者の住所地を管轄する市区町村が受付窓口となります。先順位の遺族が市外に住んでいる場合、その人の住所地の市区町村に問い合わせください。

粗大ごみ回収

問廃棄物対策課廃棄物対策担当（TEL71・2490 FAX72・3176）

粗大ごみの業者回収を行います。家具、布団などの粗大ごみを有料回収するほか、使用済小型家電を無料で回収します。

日場

●**三郷地域**　10月29日（日）午前9時～11時　三郷支所北側駐車場

●**堀金地域**　11月5日（日）午前8時30分～午前11時　堀金支所南側駐車場

他▽誘導看板と係員の指示に従ってください。▽三郷・堀金地域以外の人も利用いただけます。

市家族介護者交流事業（リフレッシュ事業）

家族の介護の不安や相談事を交流会で話し合いませんか。

日11月24日（金）午前10時30分～午後3時

場ファインビュー室山（送迎あり）

対市内在住で、家庭で高齢者を介護している人。

内午前中は交流会・介護相談等、昼食後は入浴等の自由時間。

費1人2000円　持筆記用具、入浴用具

申11月10日（金）までに、市社会福祉協議会本所または各支所へ。

問市社会福祉協議会　介護・事業課（TEL88・8507）

大町労働基準監督署庁舎の移転

11月6日（月）から大町労働基準監督署庁舎が移転します。（11月2日（木）まで、現庁舎で業務が行われます）

移転先

〒398-0002　大町市大町2943-5　大町地方合同庁舎4階（電話番号、ファクス番号は変わりません）

他詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。

URL http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

問大町労働基準監督署（TEL0261・22・2001　FAX0261・22・0369）

穂穂高支所　三三郷支所　堀堀金支所　明明科支所　健穂高健康支援センター　※特に記載のない場合、申込時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ペットボトルの正しい分別を

問廃棄物対策課廃棄物対策担当（TEL71・2490 FAX72・3176）

市が回収したペットボトルの品質検査の結果、評価はおおむね良好でしたが、異物の混入や、汚れたペットボトルなども確認されました。「ごみ・資源物収集カレンダー」や、「ごみの出し方の手引き」を確認して、正しい分別にご協力をお願いします。

ペットボトルを資源として出す際の注意点

▽表示されたマークを確認し、「ペットボトルのマーク♳」があるものだけを出す。

▽水で軽くゆすいでラベル、キャップを取り除き、ペットボトル本体だけを出す。（キャップやラベルは分別して出す。）

▽テープやシールを取って透明な状態で出す。

▽マジック等で着色したり、切ったものは「もえるごみ」で出す。

▽「プラマーク♴」があるものは「プラスチック製容器包装」で出す。

11月5日は市内一斉清掃

11月5日（日）を「環境美化の日」と位置づけ、生活環境の保全と公共衛生の向上を目指して、市内一斉清掃を行います。

ごみ拾いは誰にでもできる身近なボランティア活動です。地域や自治会、企業、ボランティア団体などが行う美化活動に積極的に参加しましょう。

人権コラム

弱者を意識した社会生活

湯澤 力三さん（豊科）

近年、自然災害が増加傾向にあると言われています。その背景には、地震や火山は別として温暖化や無計画な開発、管理放棄があるようです。いざ災害が発生すると、避難所の設置と運営が始まります。その避難所は、にわか造りにしてもコミュニティ（居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会）という存在になります。

報道によると、このコミュニティは人それぞれで各種の伝達が大変難しいようです。その一例として、聴覚障がい者への情報伝達の難しさが挙げられます。災害時の情報提供のほとんどは音声を主流としているため、聴覚障がい者には情報が伝わらず孤立してしまうことがあります。聴覚障がい者への情報伝達の方法としては、必要な情報は黒板や紙に書き出すことを音声と並行して行うことが良いと言われます。また、多くの人が少しでも手話を覚えていれば、情報伝達が容易になるということです。

以前、聴覚障がい者を支援している人から「災害時に聴覚障がい者は大変危険な存在であり、誤解もされる」と伺いました。それは、一見すれば健常者（健聴者）と変わりないことから情報が伝達されていると思われる。それと共に「何もしない人」として変人・異端者として見られてしまうということです。聴覚障がい者だけではなく情報が理解できない人や行動がとれない人など、社会にはさまざまな弱者がいます。そうした人を普段から意識し、有事の際に対応できるような社会であってほしいと思います。

個人事業税後期納期限は11月30日（木）

個人事業税の後期分の納期限は11月30日（木）です。忘れずに納期限までに納めましょう。納税には便利な口座振替もありますので利用ください。

なお、これから手続きをする人の振替は、来年度の前期分（平成30年8月31日納期限）からの振替となります。

問中信県税事務所課税第1係（TEL40・1908）

消費税軽減税率制度説明会

松本税務署では、事業者を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

日場①10月26日（木）午後2時～3時30分・松本商工会館601号室（松本市中央1-23-1）

②11月14日（火）午後3時30分～4時10分・レザンホール中ホール（塩尻市大門七番町4-8）

③11月16日（木）午後3時30分～4時10分・堀金総合体育館

問松本税務署法人課税第1部門（TEL39・3267）